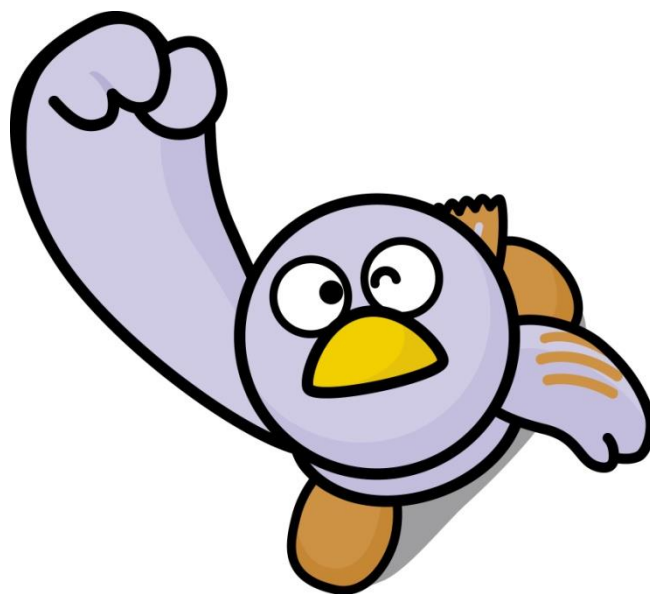


令和2年12月改訂

『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する
法律』に基づく

「体験の機会の場」認定手続き ガイドブック【埼玉県版】



©埼玉県2005

埼玉県環境部環境政策課



目 次

1. 「体験の機会の場合」の認定制度について	2
2. 認定の対象について	2
3. 申請者の要件について	2
4. 認定の要件について	3
5. 申請にあたっての提出書類・提出先など	4
6. 審査方法について	5
7. 認定の有効期間について	5
8. 変更届について	5
9. 認定の更新について	5
10. 状況報告について	6
11. 周知等について	6
12. 認定の取消しについて	6
13. 認定手続きの主な流れについて	7
14. 別表	8
15. 様式集	10

1 「体験の機会の場」の認定制度について

「体験の機会の場」認定制度は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成23年6月成立、平成24年10月施行）において、自然体験等の機会の場の都道府県による認定制度として新たに導入された制度です。なお、2以上の都府県にわたる場合は、国で認定を行います。

なお認定にあたって、以下の法律等や基本方針に適合していることが必要です。

- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号。以下「法」という。）
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」（平成16年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「規則」という。）
- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成24年6月26日閣議決定。以下「方針」という。）
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行事務処理要綱」（平成24年10月1日施行。以下「要綱」という。）

2 認定の対象について

個人、民間団体等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場を対象とします。

- (例)・地主が所有する里山をNPOに提供、NPOが自然体験ツアーを主催
・事業者がリサイクル工場を、工場見学のために学校に公開 など

3 申請者の要件について

土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかな者は除く。）を有する者（個人、民間団体等に限る）とします。

なお、次のいずれかに該当する者は申請できません。

- ①法第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者（「12 認定の取り消しについて」参照）
- ②法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体であっては、その代表者）のうち上記①に該当する者があるもの

法第20条の6第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- 1 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第20条第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- 2 認定民間団体等が、第20条第8項に規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 3 認定民間団体等が、第20条の4第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 4 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

4 認定の要件について

当該体験の機会のある場で行われる事業の内容等が以下（１）～（３）のすべての要件に適合していることが必要です。

（１）基本方針に照らして適切なものであること。

《具体的な内容》

基本方針の２（２）⑥「体験の機会のある場の認定」に示す内容に沿っていることのほか、基本方針の１（３）「取組の基本的な方向」に記す内容に反していないこと、その他基本方針全体に照らして適切なものであること。

（２）当該体験の機会のある場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が以下の基準に適合するものであること。

①環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。

- ・学習の機会については、地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施し、参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供するものであること。

②適切な計画が定められていること。

- ・計画には年間を通じた具体的な事業計画が記載されていること。

③認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。

- ・当該事業について、安全確保のための計画やマニュアル等が定められていること。
- ・当該事業のスタッフへの事前講習の実施などにより、安全管理体制が整備されていること。
- ・危険箇所がある場合にはその箇所に表示がなされていること及び参加者に対して危険箇所の周知がなされていること。
- ・事故発生時に備えて、事業者が責任を果たすことができる対策がなされていること（施設賠償責任保険、レクリエーション保険の加入等）。

④特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

- ・当該事業実施のために必要な場合等の正当な理由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行わないこと。

⑤利益の分配その他営利を主たる目的とするものでないこと。

- ・当該事業への参加費用等による事業収益を株主に配当する等、営利を主たる目的としないこと。

ただし、当該事業の実施主体又は申請に係る土地又は建物の所有権を有する者が、株式会社等の営利団体であることのみをもって認定対象から外れるものではないこと。

⑥認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。

(3) 当該事業が行われる土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

《具体的な内容》

- ・当該事業が行われる土地又は建物について定期的に安全点検を実施し、危険がある場合、危険回避のための措置が講じられているほか、定期的な清掃や、土地又は建物の付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等が計画を定めて実施されていること。
- ・当該事業が行われる建物や土地及び土地内の工作物について、法令で規定している基準等を遵守し、適切な管理が行われていること。

【根拠条文：法第20条第1項・規則第8条】

5 申請にあたっての提出書類・提出先など

(1) 受付期間

随時受け付けます。なお、認定の申請に係る標準処理期間を60日とします。(申請者が補正等している期間は除く)

(2) 提出書類

①体験の機会の場合の認定申請書(様式第7)

②添付書類

- ア 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- イ 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- ウ 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面(別紙1)
- エ 申請の日の属する年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の実績を記載した書類(別紙2)
- オ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書(別紙3)及び収支計算書(別紙4)
- カ 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図る措置(当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。)について記載した書類(別紙5、6)
- キ 認定の申請に係る体験の機会の場合で行い事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類(別紙7)
- ク 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類(別紙3を含む)

- ケ 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- コ 認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（別紙8）
→但し、申請者が環境教育等を実施しておらず、土地所有者である場合のみ
- サ その他参考となるべき事項を記載した書類

【根拠条文：法第20条第3項、規則第9条、要綱第2条】

（3）お問い合わせ・提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部環境政策課 計画推進担当（県庁第3庁舎3階）

TEL 048-830-3019【直通】

6 審査方法について

認定は、申請書による書類審査及び県担当職員等による現地調査から県で審査し、申請者へその結果を通知します。

【根拠条文：要綱第3条】

7 認定の有効期間について

申請に係る体験の機会の場合における事業の実施期間や継続性を勘案して、個々の申請毎に、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において定め、県から申請者へ通知します。

【根拠条文：法第20条の2第1項、要綱第4条】

8 変更届について

認定を受けた体験の機会の場合を提供する個人、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、認定体験の機会の場合で行う事業の内容等を変更するとき又はその提供を行わなくなったときは、事実の発生から30日以内に、「認定体験の機会の場合の変更届出書」（様式第8）又は「認定体験の機会の場合廃止届出書」（様式第9）の届出書を提出してください。

【根拠条文：法第20条第8項、規則第10条】

9 認定の有効期間更新について

認定民間団体等で更新を受けようとする場合は、有効期間満了日から30日前までに、「認定体験の機会の場合更新申請書」（様式第10）と別表の1の提出書類を添付の上、県へ提出してください。

書類審査及び県担当職員等による現地調査を行った後、申請者へ結果を通知します。

【根拠条文：法第20条の2、規則第11条、要綱第4条】

10 状況報告について

認定民間団体等は、事業年度終了後30日以内に、「体験の機会の場合認定事業 状況報告書」（様式第3号）と別表の2による提出書類を添付の上、県へ提出してください。

上記のほかに、県から要求があったときは、当該認定体験の機会の場合の提供の適正な実施を確保するために、報告若しくは資料の提出をお願いします。

【根拠条文：法第20条の4、規則第12条、要綱第5条】

11 周知等について

県は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該事業について周知します。

また、認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場合である旨の表示ができます。

【根拠条文：法第20条の3、要綱第3条】

12 認定の取消しについて

認定体験の機会の場合で行う事業の内容等について、次のいずれかに該当する場合には、認定を取消し、当該認定の取消しを受けた者に通知します。

- ①認定体験の機会の場合で行う事業の内容等が、認定の要件（「4 認定の要件」参照）に適合しなくなったとき。
- ②認定体験の機会の場合で行う事業の内容等を、変更したとき又はその提供を行わなくなったときに、事実の発生から30日以内に県へ届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（「8 変更等の届出」参照）。
- ③認定体験の機会の場合で行う事業の内容等について報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき（「10 状況報告」参照）。
- ④偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

【根拠条文：法第20条の6、要綱第6条】

13 認定手続きの主な流れについて

県	申請者
1 申請の受付 随 時	1 申請書等の提出
2 書類審査及び現地調査の実施	
3 認定結果の通知 申請書受付日から 60 日以内。但し、申請者が 補正等している期間は除きます。	
	2 状況報告書等の提出 事業年度終了後 30 日以内に提出
	3 更新申請書等の提出 認定有効期間満了日から 30 日前 までに提出
4 書類審査及び現地調査の実施	
5 認定結果の通知 更新書類受付日から 60 日以内を予定	

1 申請及び更新時に添付する書類

添付書類の種類	書類名
(1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	■住民票の写し（申請日前6か月以内のもの）
(2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	<p>■株式会社、社団法人、NPO法人等の定款がある場合は、定款及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>■財団法人については、寄附行為及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>■法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の策定日、改訂日等
(3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面 (認定の取り消し日から2年を経過しない者)	■欠格理由に該当しない旨の申出書（別紙1）
(4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の実績を記載した書類	<p>■事業実績報告書（別紙2）</p> <p>■収支決算書（様式任意）</p>
(5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	<p>■事業計画書（別紙3）</p> <p>■収支予算書（別紙4）</p>
(6) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む）について記載した書類	<p>■「体験の機会のある場」における安全の確保を図る措置（別紙5）</p> <p>■「体験の機会のある場」における土地・建物の管理状況（別紙6）</p>

(7) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	■「体験の機会のある場」の事業に従事する者の経験及び他の業務の実施体制（別紙7）
(8) 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	■参加費用及び定員に関する事項（別紙3に含む）
(9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	■当該地の土地公図（申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの） ■当該地及び建物の登記事項証明書（申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの） ■申請者が当該地の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し ■申請者が当該建物の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し
(10) 認定の申請に係る体験の機会のある場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	■実施者の同意書（別紙8） ※ただし、申請者が環境教育等を実施しておらず、土地所有者である場合のみ必要
(11) その他参考となるべき事項を記載した書類	

2 運営状況の報告（毎年）に添付する提出書類

添付書類の種類	書類名
(1) 前年度における認定に係る体験の機会のある場で行う事業の実施状況を記載した書類	■前年度の事業計画書（別紙3） ■体験の機会のある場認定事業状況報告書（別紙9） ■安全確保のための取組実績（任意様式） ■スタッフに対する安全事前講習会の実施状況（任意様式）
(2) (1) の事業に係る収支決算	■前年度の収支決算書（様式任意）

※整理番号	
-------	--

様式第7（第9条第1項関係）

体験の機会の場の認定申請書

年 月 日

埼玉県知事

申請者 氏名
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地			
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容			
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲			
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年	月 日から	月 日まで

備考

- ※の欄には記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨説明すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※整理番号	
-------	--

様式第8（第10条関係）

認定体験の機会の変更届出書

年 月 日

埼玉県知事

氏名
住所
届出者

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場の名称		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		
変更の理由		年 月 日

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会の場の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※整理番号	
-------	--

認定体験の機会の場合廃止届出書

年 月 日

埼玉県知事

届出者 氏名
住所

認定体験の機会の場合を廃止としたので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場合の名称	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※整理番号	
-------	--

様式第10（第11条関係）

認定体験の機会場の更新申請書

年 月 日

埼玉県知事

申請者 氏名
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会場の名称及び所在地					
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容					
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲					
認定の申請に係る事業のために体験の機会場を提供する期間	年	月	日から	月	日まで

備考

- 1 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工産業格A4とすること。

様式第3号（第5条関係）

体験の機会場の認定事業 状況報告書

年 月 日

埼玉県知事

申請者
氏名
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 体験の機会場の名称及び所在地

- 2 認定事業の実施期間

- 3 添付書類
 - (1) 認定に係る体験の機会場で行う事業の実施状況
 - (2) (1)に係る収支状況
 - (3) その他事業に関する資料

備考

- 1 ※の欄には記載しないこと。
- 2 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1（第2条関係）

欠格事項に該当しない旨の申出書

年 月 日

埼玉県知事

氏名
申請者
住所

記

申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格事項には該当しないことを申し出ます。

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

法第20条第4項

※次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- 一 第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの

別紙2（第2条関係） 申請の属する事業年度の直前の事業年度の事業実績報告書

(1) 申請の属する事業年度の直前の事業年度における認定に係わる体験の機会のある事業の実施状況

事業年度	〇〇年度			
体験の機会のある事業の内容	事業の実施場所	所要時間	実施回数	事業の対象者及び参加者数
				対象者については、どのような者を対象としたかを記載する。 (例えば、「18歳以上」)

年度事業計画書

体験の機会のある場で行う 事業の内容	事業の 実施場所	所要時間	実施回数	事業の対象者 及び参加定員 数	参加費用

備 考

- ※1 正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者や参加条件や参加者への対応について不当な差別を行う場合は、認定の対象となりません。
- ※2 「対象者及び募集人数」の項目については、参加費用についても記載すること。

年度収支予算書

（単位：円）

収 入（※1）		支 出（※2）	
項 目	収 入 額	項 目	支 出 額
合計 A	円	合計 B	円

A > B の場合の剰余金の 用途について （※3）	
----------------------------------	--

備 考

- ※1 手数料、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載する。
- ※2 講師謝金、教材開発、場所代、人件費、庶務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。
- ※3 手数料、助成金等による収入が、総支出を上回った場合の用途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰り越し」、「〇〇購入のために積み立てる」などと記載する。

別紙5（第2条関係）

「体験の機会の場」における安全の確保を図る措置

	安全管理責任者	(職名・氏名)
参加者及び実施者の安全管理体制	<p>(1) 安全確保のための計画策定状況（該当箇所に○を付けてください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定している→策定された計画を添付してください。 ・ 策定していない→以下を記載してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">* 緊急時の対応及び策定予定（策定期間・内容等）</div> <p>(2) 安全確保のためのマニュアル策定状況（該当箇所に○を付けてください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定している→策定されたマニュアルを添付してください。 ・ 策定していない→以下を記載してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">* 参加者の危険回避のための安全対策及び今後の策定予定（策定期間・内容等）</div> <p>* 安全管理体制を確保するために実施しているスタッフへの事前講習の内容や回数等について記載してください。</p>	
危険個所の周知について	<p>* 危険個所がある場合は、危険表示の対応及び参加者への周知方法について記載してください。危険個所の図面及び表示が分かる写真を添付してください。</p>	
事故発生時の対応について	<p>* 事故発生時に備えて加入している施設賠償責任保険やレクリエーション保険への加入状況等について記載してください。保険等に加入している場合は、証書の写しを添付してください。</p>	

別紙6（第2条関係）

「体験の機会の場合」における土地・建物の管理状況

<p>土地・建物の安全点検について</p>	<p>(1) 安全点検実施状況（該当箇所に○を付けてください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に実施している（土地・建物） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>*施設、付属設備、備品等の保守管理、メンテナンスの方法等を記載してください（点検、整備等の状況）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・実施していない（土地・建物）→今後の実施予定を記載してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>*実施開始時期・内容等</p> </div>
<p>付属設備の安全対策について</p>	<p>*土地・建物の付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等の計画及び補修状況について記載してください。</p>
<p>土地・建物の管理について</p>	<p>*事業が行われる建物や土地及び土地内の工作物について、法令で規定している基準等を遵守していない事項があれば記載してください。当該事項についての改善計画（改善時期・改善方法）を記載してください。</p>

別紙7（第2条関係）

「体験の機会の場合」の事業に従事する者の経験及び他の業務の実施体制

◎従事者に関する事項

番号	体験の機会の場合で行う事業に従事する者の氏名	役割	知識及び経験に関する説明 (※1)		経験等の有無 (※2)	指導方法 (※3)
1	○○○○	全体統括	○年 ○年～○年	○○大学○○科卒業 ○○事業のプログラム実施	◎	
2	××××	会計、経理	○年	○○資格の取得	○	
3	△△△△	プログラム実施	○年	○○事業のプログラム実施	◎	
4	□□□□	プログラム実施補助			×	(例えば「番号3の者の指導の下実施する」)
5						

備考

- ※1 体験の機会の場合で行う事業に係る経験や学歴等を記載する。※2の分類の根拠がわかるように記載する。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。
- ※2 施行規則第8条第1項第6号の「認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載する。
- ◎ 施行規則第8条第1項第6号に規定する者の場合
 - 施行規則第8条第1項第6号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
 - × ◎及び○以外の者の場合
- ※3 ※2が「×」の場合、施行規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載する。

同意書

年 月 日

〇〇〇〇 (申請者) 殿

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場合の名称及び所在地				
体験の機会の場合で行う事業の内容				
体験の機会の場合で行う事業の対象となる者の範囲				
体験の機会の場合で行う事業のために当該体験の機会の場合を提供する期間	年	月	日から	月 日まで

事業実施者 氏名
 住所

備考

- 1 同意者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

別紙9（第5条関係）

体験の機会の場合認定事業 状況報告書

(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場合で行う事業の実施状況

体験の機会の場合の名称					
No.	事業の内容・目的	実施期間	実施回数	参加に要する費用	参加者数
1					
2					
3					

※事業として複数のプログラム等を実施している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。

(2)(1)の事業に係る収支決算

【収入】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

【支出】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

備 考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 3 事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係資料を添付すること。
- 4 収支決算についてはなるべく具体的に記述し、必要に応じて詳細の分かる資料を添付すること。
- 5 様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(3)(1) について、参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置

(※該当がない場合は、該当ない旨記載)

No.	事業名	事故の内容（時期等）	再発を防止するために講じた措置